

いじめ重大事態調査報告書に関する保護者所見

このたびは、いじめ重大事態に関する調査を取りまとめていただき、誠にありがとうございます。調査委員会が、本件の解明と再発防止に向けてご尽力くださったことに深く感謝申し上げます。

報告書を拝読し、本件に関する一連の経緯と学校側の認識を理解いたしました。しかし、被害児童の保護者として、報告書の内容にはいくつかの看過しがたい点があると感じており、強い危機感を抱いております。

つきましては、市長におかれましては、本所見書の内容を真摯にご検討いただき、今後のいじめ防止対策に反映して下さるよう、強く要望いたします。

報告書に関する保護者の所見

はじめに

この所見書は、わが子が小学校3年生の頃に受けたいじめ重大事態、およびその後の学校や教育委員会による対応について、報告書の内容を精査した上で、保護者として抱いた所見をまとめたものです。子どもにとって安心安全な場所であるはずの学校において、子どもの人権が無視されたりすることのないように、また、本来であれば適切にケアされるべき被害児童とその家族が、学校や教育委員会の対応によって二重三重の苦しみを味わうことがもう二度とないようにとの思いから公表をお願いしました。

いじめの概要

報告書**「第7 いじめ行為に関する調査結果」**に記載された内容は、いじめの全体像を捉えきれていないと考えております。わが子に対するいじめは、報告書で認定された行為のみではありません。精神的・身体的苦痛を伴う陰湿な行為が大人の目の届かないところで日常かつ継続的に行われていました。これらの行為によりわが子の精神状態は悪化し、不登校になっただけでなく、外出することもままならず、児童精神科への通院治療が必要な状態となったことを、あらためてご認識いただきたく存じます。

学校・教職員の対応に関する問題点

報告書**「第6 学校の対応」**には、いじめの認知や対応に関する詳細な記録が記載されています。しかし、これらの記録には、以下のような問題点が見受けられます。

- 対応の遅れと情報共有の不足: 報告書**「第6 学校の対応」** (16)によれば、令和4年7月28日には市教育委員会へ重大事態発生の報告を行ったとありますが、報告書**「第8 提言」** (2)にもあるように、実際には令和4年11月30日に私たち保護者から市長に対し要望書を提出したことで令和4年12月9日にはじめて学校が重大事態の発生を市教育委員会に報告し、同日市教育委員会も重大事態の認定を行っています。事案発生から約6ヶ月後でした。このような対応の遅れが、わが子の苦痛を長期化させ、事態を深刻化させた一因と考えます。
- 事実認定の不十分さ: 報告書**「第7 いじめ行為に関する調査結果」**では、特定のいじめ行為について、児童間の証言が食い違うことをもって「事実関係を確認することができなかった」と結論付けています。しかし、実際にはわが子は全ての行為について被害を訴えており、その背景や状況を十分に掘り下げずに事実認定を断念することは、被害児童

の声を軽視する態度であると言わざるを得ません。また、被害の具体的内容については当時から関係する教職員に相談し共有していたにもかかわらず、それに関する証言をしなかったのは責任逃れと言わざるを得ません。

- 責任の所在の曖昧さ: 報告書**「第6 学校の対応」**(4)には、 アンケートを行ったが本件いじめ行為の存在を推測させる記載はなかった(14)には、保護者間で話し合いの機会を持つことを提案したが応じられないとのことであった(15)には、やはり応じられないとの回答がなされた、などと、学校は本件いじめ重大事態が解決しなかったのは、さも私たち保護者の対応に原因があるような表現をしています。しかし、私たち保護者は学校に対し、複数回にわたり相談や要望を行っており、決して一切の話し合いを拒んでいただけではありません。この記載は、学校側の対応にはまるで問題がなかったかのように読み取れ、責任の所在を曖昧にするものと考えます。

いじめ調査委員会の調査内容に関する問題点

報告書**「第1 鎌ヶ谷市いじめ調査委員会の活動経緯」**によると、調査委員会は厳正公平中立の立場で調査を行ったとされています。しかし、その調査内容は以下のような点で不十分であり、今後のいじめ対策に深刻な懸念を抱かざるを得ません。

- 被害児童側の視点の欠如: 報告書**「第7 いじめ行為に関する調査結果」**では、いじめに該当すると判断することができない理由として加害児童側が否定しているなど、加害児童側の見解に偏った記述が散見されます。被害児童がその行為をどのように受け止めたのか、精神的・肉体的な苦痛をどのように感じたのか、という視点が十分に反映されているとは言えません。
- 提言の実効性への懸念: 報告書**「第8 提言」**では、今後の再発防止策として、いじめ防止対策推進法および基本方針についての基本的理解に向けた研修の実施などが提言されています。しかしながら、本件いじめ重大事態が未解決となった大きな要因である対応の遅れや、加害児童にばかり寄り添い被害児童の気持ちを救うことができなかったことへの具体的な提言がなされておらず、同様の事案が再発する疑念を払拭できません。

結び

市長への要望

今回の報告書は、いじめの事実認定や学校側の対応に関する問題点を孕んでおり、現状のままでは、子どもたちが安心して学校生活を送れる環境が構築されずとは考えられません。

つきましては、市長におかれましては、本報告書を単なる一事例として終わらせることなく、以下の点について早急な対応をお願いいたします。

1. いじめ防止対策の抜本的見直し: 仲間外れや陰口、大人の目の届かないところで起こる陰湿な暴力行為(身体的なものも、言葉によるものも含みます)、被害者救済の目線、教職員の管理責任に関する提言が不足しているため、これらを盛り込んだ実効性のある再発防止策を、保護者や第三者の意見も取り入れながら、抜本的に見直してください。
2. 学校および教育委員会への指導: 報告書で明らかになった、いじめの認知の遅れや不十分な情報共有について、学校および教育委員会に対して厳正な指導・監督を行ってください。市長が必要と認めた場合、本件関係教職員に対する個別の指導や処分を行ってください。

